

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会

第4回電力・ガス基本政策小委員会

日時 平成29年7月7日（金）14：00～15：56

場所 経済産業省本館地下2階 講堂

○小川電力産業・市場室長

それでは定刻となりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会第4回の電力・ガス基本政策小委員会を開催します。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。

本日、秋元委員、柏木委員、村上委員、村木委員、横山委員からはご欠席とのご連絡をいただいております、また大橋委員からは若干おくれるとのご連絡をいただいております。

それでは、以降の進行は山内小委員長にお願いすることとしますので、よろしくお願ひいたします。

○山内委員長

承知いたしました。それでは、議事次第に従って進めさせていただきますが、本日の議題ですけれども、(1)が電力小売全面自由化の進捗状況、それから、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)というふうになっております。全部で6つということになっておりますので、全体を3つに分けて議論したいと思います。

まず最初は、電力・ガスの自由化の進捗状況等を行いまして、それから続いて、デジタル化及びサイバーセキュリティの問題を扱う。最後に、料金改定手続についてご議論いただければというふうに思います。

それでは、まず最初に、「電力小売全面自由化の進捗状況」、「電力供給計画の情報公開に係る今後の取り扱い」、「ガス小売全面自由化の進捗状況」、この3つについて、事務局から続けてご説明をお願いいたします。

○小川電力産業・市場室長

それでは、まず、私のほうから電力小売全面自由化の進捗状況についてご説明します。

資料3をごらんいただければと思います。最初のページですけれども、スイッチングの状況ということで、3月末時点とありますけれども、昨年4月に全面自由化がスタートしまして、1年間でスイッチングの件数、全体では4.7%。一方で、大手電力での社内での契約の切りかえが

約4.1%ということで、合計で約9%ということになっております。

また、このスイッチング、赤で囲っておりますけれども、地域別に見ますと東京が一番高く、続いて関西ということになっております。

続きまして2ページですけれども、新電力のシェア、こちらはキロワットアワーベースで見るときには、昨年4月の全面自由化を機に全体的に大きく上に上がっております、ここに来て、まず全体でのシェア、この青いラインになりますけれども、これは直近では約9%。1年前にスタートした時点では4%~5%でしたが、今、足元では約9%となっております、一方で新たに自由化された低圧では約4%、これはグラフでいうと一番下の緑になっております。

続けて、小売の事業者の数の推移でして、これも着実にふえておまして、直近では400者を超えているということでもあります。

今度、新電力の状況ということで、4ページ目以降になりますけれども、まず4ページ目、販売の規模別に見るときには、3月時点での供給実績、登録自体は300者を大きく超えていたけれども、供給実績がありましたのは300者弱ということになります。

これを規模別に分けてみますと、1億kWh以上、言ってみれば大手の新電力というのが約18者ありまして、この全体の約5%の18者の新電力全体に占める割合は約7割であったということになります。

そういった意味では、今ですと400者ありますけれども、かなり事業規模はまちまちですし、供給実績のない事業者というのも3月末時点で100者近くありまして、このうち一部はもともと昨年4月に始めるという予定の事業者でしたので、1年以上を経過しても開始できていないと。理由を聞いてみますと、なかなか販売の見込みが立たないといったようなこともありますので、これらについては個別に対応していきたいなということを考えております。

続きまして、新電力の比較ということで5ページ目になりますけれども、まず右の特高・高圧ということで3つ円グラフが並んでおります。

この2014年度からの3年間の推移で言いますと、円グラフの真ん中にある数字を追っていただきますと、毎年大幅にふえている。これは新電力全体のシェアがふえているということでもあります。

一方で、新電力の中での上位10社の割合ということで言いますと、2年前に約9割を占めておりましたが、だんだんそれは低下してきてまして、昨年度で言うと6割余りということになっております。

一方で、昨年4月に全面自由化された低圧のところは一番左の円グラフ、今のところ上位10社で約7割を占めているという状況になります。

続けて6ページ目になります。今度は大手電力間の競争と言いましょか、における域外進出ということで、左が低圧、右が特高・高圧になります。

まず、左の低圧で言いますと、全体では約 11 万件となっておりますが、今度は地域別に見ると、東京、中部、関西というこの大都市圏にほとんどが集中していると。特に西のほうですと、依然としてゼロ件という状況になります。

一方で、右の特別高圧・高圧になりますと、もともと昨年4月の時点では、西のほうではゼロ件ということでしたけれども、その後、数がふえてきてというのが直近の状況になっております。

次の7ページは、今度はスイッチングを行った需要家と、従来の規制の料金の需要家との比較になります。これは、2016年度実績になります。

赤で囲っております左側、みなし小売の規制料金は、販売単価で言いますと 22.2 円ということで、一番右の同じく赤で囲っている新電力は 21.3 円。約4%、0.9 円、新電力のほうの方が平均すると安くなっているということがあります。

一方で販売電力量は、新電力のほうの方が、一口当たりの販売電力はかなり多くなっているという状況です。

今のは全体的な平均の数字ですけれども、新電力、5社別に見ますと、次のページになります。これは、一つ一つのプロット、ひし形の点が各新電力になりますけれども、低圧電灯で1万件以上という新電力で見た場合に、平均的に非常に使用量、横軸が使用量、縦軸が平均単価になりますけれども、この新電力の平均的な販売単価を見てみますと、全体的に横に寝る形でグラフが伸びています。

一方で、上に赤の点線が書いていますように、これが今までの規制料金、3段階料金で右肩上がりになっておりますので、当初予想されておりましたとおり、この赤い点線を基準に競争が始まって、そこより下のところの価格帯で新電力が顧客を獲得しているという絵姿になるかと思えます。

一方でこの左のほう、使用電力量の少ないところにつきましても、このグラフで言いますと左のほうに行ったところでも、新電力が規制料金よりも若干低いところで顧客を獲得しているという状況が伺えるかと思えます。

続きまして今度は、卸電力取引所の取引量ということで、新電力は、取引所からの調達に依存する割合が高いところも多くなっておりますけれども、その取引所、過去1年間、取引量は大きくふえております。

このグラフで言いますと、青い縦の棒グラフが取引量、赤の折れ線が取引価格ですけれども、取引量で見たときに、特にことし5月以降、右肩上がりで伸びておりまして、最近は連日、記録

を更新するといったような状況となっております。

その背景としましては、一方で新電力のシェアの拡大に伴って買いの増加というのがありますし、他方、売りのほうも、大手電力会社でのグロス・ビディングもありますが、原発再稼働に伴う供給力の増加なども一因として考えられるところでもあります。そういった結果、価格については比較的安価に推移してきておりまして、足元、若干上昇の傾向があるといったところです。

続きまして 10 ページ、これはマクロ的な電気料金の推移ですけれども、震災後の相次ぐ値上げ、それから燃料価格の高騰で、特に 2014 年度を見ていただきますと、家庭用で約 2 割～3 割、それから赤い産業用ですと 4 割近く、震災前と比べて上昇しました。

その後、燃料価格の下落によりまして、現在、2016 年度で見ますと、それでも震災前に比べると約 1 割～2 割ぐらい高い水準という状況にあります。

こうした中で、ちょうど昨日になりますけれども、震災後初めて、関西電力から値下げの届け出がありまして、そういった意味でこの電気料金、今までは値上げが相次いできましたが、初めての値下げがあったということで、その次のページに今回の値下げの概要というものをつけております。全体の平均で言うと、約 4 % の値下げということになります。

12 ページ目以降は、大手電力、値上げの背景ともなった財務状況ですけれども、12 ページにありますように、利益、収益性が悪化して、特に 2012 年に底になりまして、その後、徐々に回復してきてはおりますが、まだ震災前の水準には戻っていないという状況です。

他方、13 ページを飛ばして、14 ページに行きますと、自由化の中で設備投資、必要な設備投資をしっかりと確保するという観点から見てみますと、震災後は特に発電投資が多くなったわけですけれども、2016 年度、全面自由化以降も、例えば送配電投資と発電投資、それぞれ約 1 兆円ずつということになっております。

全体としましては、この 1 年間、新電力のシェアが確実にふえてきたということと、一方で、直近では大手電力も少しずつ財務を改善する中で、今回、値下げもありまして、また競争環境は少し変わる可能性もあるといったような状況になります。

駆け足ですが、以上です。

○曳野電力基盤整備課長

それでは引き続き、資料 4 に基づきまして、電力供給計画の情報公開に係る今後の取り扱いについてということで、これは報告半分になってしまいますけれどもご説明をさせていただきます。

まず 1 ページをごらんください。これまでの経緯を書いております。

電気事業法に基づきまして現在、各電気事業者が提出しました電力供給計画につきましては、広域機関経由で経済産業省・資源エネルギー庁にも提出されておりました、私ども行政文書とし

て管理をしているところでございます。

これにつきまして、幾つかの方々から情報公開請求をいただいているところでございます。これまでは請求があった場合には、情報公開法に基づいて、第三者、すなわち個別の提出をいただいた事業者の方々に意見照会を行いまして、非開示となる情報につきましては、その該当箇所をマスキングした上で、請求者に開示するという手続を法令に基づいてやってきているところでございます。

現状でございますが、一般送配電事業者の供給計画、もしくは送配電部門の供給計画につきましては、原則開示ということになっておりますが、発電事業者及び小売電気事業者に係る情報につきましては、この情報公開法に第5条第2号イということで、「公にすることにより、当該法人の競争上の地位などの正当な利益を害するおそれがあるもの」というふうな判断に基づいて非開示としているところでございます。

電力システム改革、ライセンスの導入などに基づきまして、かなり事業者の数が増加しております。これに伴って、開示請求対象となる供給計画の量も非常にふえておりまして、昨年度も従来どおりの手法で対応したところ、先ほど申し上げた各事業者に対する照会手続などが膨大になってきております。通常は2カ月で対応する必要があるんですが、これもなかなか難しくなってきたということでございます。

きょう、本物をここに置いてあるんですけども、これ13社分いただいた分なんですが、実際1,879ページございまして、これを一枚一枚、どこを開示してどこを開示しないかということろを全部判断をし、マスキングをして黒塗りをして、ドッチファイル2冊分全部チェックをし、当然、決裁に回して最後開示するという手続をさせていただいております。若干その働き方改革というものは公務員にも適用されるんだと思っておりますけれども、若い人が延べ30時間ぐらい、この黒塗りをする手続にかかっているというところでございます。

こうした中で、ちょっと行政の効率化をしていかなきゃいけないということで、2ページをごらんください。今年度以降の情報公開請求の対応につきましては、まずは事業者への、申し上げた照会手続を簡素化すべく考え方の整理を行いました。

随時その一つ一つのページについての照会を行うのではなくて、基本的にはここに書いてあるような考え方、詳細はちょっと省きますけれども、一般送配電事業者に係る情報は原則として全て公開、一部例外がございまして公開をする。一般送配電事業者以外については、この数字のところについては原則非開示とするということございまして、電力広域的推進機関を通じて全ての電気事業者にも周知を行わせていただいたところでございます。

さらに、これでもまたそれぞれの開示をいただくこともあるかと思ひまして、3ページでござ

ざいます。ワンストップで、そもそも開示できる情報につきましては、開示の請求をいただかなくてもアクセスできるようにしようという考え方に基つきまして、一般送配電事業者につきましては、請求者の利便性の観点から、一部、非開示情報を除いた上で、ホームページ上に今年度分より公開したいというふうに考えております。

一方で、発電事業者、小売事業者に係る情報につきましては、情報公開請求いただいても、ここに黒塗りの例が書いてございますが、請求者、行政側にコストは発生してしまうんですけれども、実質的な情報開示が難しいということについてご認識をいただきたいというふうに思っております。

これは情報公開請求法上の仕組みがこうなっております、冒頭1ページでご説明をしたとおり、事業者の方々に競争上、不利益が生ずるかということを紹介させていただいて、おそれがあるというふうにお話いただいた場合に、私どもとしてそれが無いというふうにはなかなか言えない立場でございますので、これにつきまして、経済産業省なり事業者として何か情報を隠したいという意図は全くございませんけれども、ちょっとそういう扱いになるということにつきましてご理解を賜ればというふうに思います。

むしろこういう情報公開法上の建てつけとは別に、公開を私どもとしては可能な範囲で進めていきたいというふうに考えておまして、4ページをごらんください。

現状におきましては、電力需給に関する情報としましては、電力調査統計、これはエネ庁でございます。それから監視等委員会の電力取引報、さらには一般送配電事業者のでんき予報、これは幾つかの例でございますけれども、こうした中で、ものによっては事業者ごとのデータにつきましても公表をさせていただいているところでございます。

透明性の向上、情報公開のさらなる拡大と、これは一般論といたしまして私どもも大事だというふうに考えておまして、ニーズがありましたら具体的なニーズ、それからそれがどのような効果を持つかということ、この場もしくはほかの議論の場でも真摯に議論をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○柴山ガス市場整備室長

続きましては資料5、ガスの小売全面自由化の進捗状況という資料をごらんください。

ページめくっていただきまして、まず右下1ページですけれども、自由化後の小売事業者の登録情報というものを載せております。

これは前回4月のときに比べて、越境販売を含めて新たに一般家庭への供給を予定している会社数は12から14社へとふえております。具体的には左のほうに記載のございます東京ガス

さんが越境販売、それからガスパルさんが新しく登録をしたということになっております。

ページめくっていただきまして2ページ目ですけれども、これはその前ページの登録状況を地域ごとにプロットしたものでございまして、ご参考までにつけさせていただいております。

それから、次のページとその次のページが、都市ガス間同士の競争が起きている4つの地域、関東、中部、関西、九州地域において、それぞれどのような企業と連携をして、どのような料金を提示しているかというものをまとめたものでございまして、前回からアップデートした主な部分といたしましては、東京電力EPさんが7月から参入したということを書かせていただいております。

続きまして5ページでございますけれども、これはそのガス間のスイッチングの申し込み状況をまとめたものでございまして、これまでスイッチングの申し込み件数は全国で約27万件ということになっておりまして、地域別で見ますと、引き続き近畿地方が16万件ということで、全体の約6割と高くなっております。

それからページをめくっていただきまして、次のページが、ガス事業者のサービス向上に向けた新たな取り組みというものでして、各社のプレスリリースとかホームページ等から拾ったものでございますけれども、今回の小売全面自由化を契機に、新規参入があるところは先ほどのエリアでございますけれども、その有無にかかわらず、従来からの他のエネルギーとの競合なども踏まえまして、新しい料金メニューですとか、サービスメニューが提供されたり、あるいは既存料金メニューの引き下げなどが行われ始めているというものをまとめたものでございます。

この資料の赤字がガス料金に係るメニュー、それから青字がその他のサービスメニューということでございます。

ページめくっていただきまして、次のページがこうした取り組みを少し類型化して整理したものでございます。

まず新しい料金メニューとして、左上に例として幾つか企業の名前を書かせていただいております。その下にセット割引ですとか、あるいはポイントサービス、それから右のほうは見守りサービスですとか、あるいは見える化サービス、駆けつけサービスなど、こうした幾つかの新しいサービスというものが始まっているところでございます。

それから、次のページでございますけれども、これは小口の話じゃなくて、大口のガス供給や、あるいは卸供給への参入事業者の例といたしまして書いておりますけれども、電力事業者さんを中心に、かねてより自由化されていた大口のガス供給ですとか、卸供給を拡大する方針が示されているところでございます。直近の経営計画などを参考にしてまとめたものでございます。

それから次のページが、今度は卸段階でのスイッチ、卸供給元の切りかえということで書か

せていただいています。これも網羅的に把握することは必ずしもできないものですから、事例の紹介になっておりますけれども、ニチガスさんの事例を取り上げておまして、これまで東京ガスさんから卸を受けていたのを、東京電力E Pさんにスイッチしたということで、軒数の規模で申しますと 32 万軒相当分であるということでございます。

それから資料の次のページでございますけれども、小売全面自由化に伴う準備と自由化後の事業運営状況ということでまとめておりますけれども、これはこれまでこの審議会、あるいは前回もご指摘いただきましたけれども、システム面での対応についてどうだったかというのをまとめているものでございます。

前回、4月の自由化から始まった直後でございましたけれども、自由化から3カ月が経過しまして、各事業者のスイッチング業務、あるいは料金請求、検針データや保安情報の授受等の業務が一巡したところでございますけれども、現時点では深刻なふぐあいは生じていないということでございます。

以下、参考資料でございますので省略させていただきますが、以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

電力とガスの自由化と、それから供給計画の情報公開ですね、この3つですけれども、これについてまず議論したいと思います。

ご質問、あるいはご意見ある方はご発言願いますけど、例によって名札を立てていただければ発言のご意思というふうに取り扱いますので、いかがでございましょう。

四元委員、どうぞ。

○四元委員

電力供給計画の情報公開は法律の話なので、一応コメントしておきたいと思います。結論から言うと、ご対応の方向性に異論はなくて、限られた貴重な人材の資源を効率的に使っていただくのでいいと思うんですけども。念のため、情報公開法に基づく公開請求では、それに対する一部ないし全部の不開示決定は行政処分になって、不服があれば審査請求をして、最後に行政訴訟をすると思うんですけど、別にその行政情報公開法上のプロセスを閉ざしたり、制限したり、そういうことはないという原則でよろしいということですか。

はい、わかりました。ありがとうございます。

○山内委員長

ほかにいかがでしょう。

大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。ガスの自由化のところ、10 ページでしたか、現在のところ余り問題は起こっていないというお話しでした。これに対して質問というか、意見です。私どもは消費者団体としていろいろな相談を受けておりますと、東京近辺でいろいろなガスの自由化に関する消費者問題が、確かに減ってはきておりますが、相変わらず問題があるという話を聞いています。その対応や役所の認識というのはどうなっているのかというのが1点。

それから、現在は経過措置が外れても、多分ほとんどの事業者が料金規定を変えていないので、余り規約上の問題は起きていないと思います。けれども、これから先、規制が外れた事業者が新しい料金プランをつくったときに、必ず消費者と再契約する、対面で契約するというようなことをしないと、自由化の認識が消費者にない場合にはトラブルの原因になるのではないかなど思っております。そのあたりの消費者への周知の仕方について、何か案や計があれば教えていただきたいと思えます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

時間の関係もありますから、ご発言は一度、幾つかいただいた後でお答えということにさせていただきます。よろしいですか。

じゃ、村松委員、どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。電力の小売全面自由化で1年以上たちまして、ブームが去ってスイッチングが進まないかなども考えたりはしたんですけれども、順調に数字が伸びているということで、これも事業者の皆様方のご努力があつてのことだと思います。

一方、ガスなんですけれども、前回も同じようなコメントをさせていただきました。地域別にスイッチングの状況が非常に異なるような状況でございます。これは、この先どこを目指していくかという話を前回も同じようにさせていただきましたけれども、やはり導管の設備の状況ですとか、機器設備の状況によって、事業者さんが参入して、うまみがないと思われるようなところというのは、なかなかこの先も、例えばPR等を行われてもなかなか進まないのではないかと。

ただ、こちらのサービスの状況ですね、設置が起きていない地域でも、ほかのエネルギーとの競合関係というのもございますので、そういったところでガスの事業者さんがご努力いただければなというふうに思えます。

今回のガスの資料で一番驚きましたのは、電力事業者、こちらの8ページの資料ですかね、

電力事業者さんによります大口のガス供給、この中期計画で拡大していくといったご方針が示されているものを拝見しまして、非常にアグレッシブな数字に驚いている次第でございます。

こちら、調達量をふやすだけではなくて、基地や導管の設備、こういった投資も必要になってくるんだと考えますけれども、ガスの需要見込みが大幅に伸びるというようなことは聞いておりませんので、そのような状況の中で、業界全体で見たときに過剰な設備投資とならないののだろうか。そういったものが、例えば意図的な事業者の淘汰、排除であったり、需要者価格への転嫁というような事態にならないかなという懸念を若干持っております。

ただ、これは各事業者の事業戦略に基づく数字だと思いますので、省庁から何か口を出すというようなものではないのかもしれないですが、先ほど申し上げた懸念だけはお伝えしておこうと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

じゃ、一応、ガスの問題が2つ出ましたので、事務局。

○柴山ガス市場整備室長

ご意見、コメントありがとうございます。まず、大石先生のほうから、東京近辺での消費者問題という話を聞くという点でございますけれども、我々のほうも、そうした問題事例が発生しているということは聞いております。

主に監視等委員会のほうで対応していただいておりますけれども、3月までの相談情報については、4月の終わりに監視等委員会と国民生活センターさんの連名で、こうしたトラブルが起きていますということを公表されて、消費者の方々へのある種の注意喚起みたいなことをやっているというふうに聞いております。

また、相談窓口等も設置して、消費者の方からの相談も受け付けていると聞いておりまして、そうした情報は、随時、ガス市場整備室、我々のほうにも共有されているところでございまして、今後もそうした取り組みを続けていきたいというふうに思っております。

それから料金規制が外れた場合の話ですけれども、まず不当な値上げがないように、そこはしっかり監視をしていくというのは、これまでもご議論いただいて、そういうふうな対応をしていくということでございますというのが、まず前提としてあるかと思えます。

その上ででございますけれども、ガスの契約というのは定型約款でございますので、民法に基づけば、例えば変更が契約の目的に反しない、かつ変更の必要性、それから変更後の内容の相当性など、そうしたものに照らして合理的であるという場合は、個別の相手方と合意することなく、契約の内容を変更することができるかとされておりますので、そうしたところを個別にっか

り見ていくのかなというふうに思っております。

それから村松先生からのご指摘でございますけれども、地域別にスイッチング状況が異なっているということで、地域別にしっかり見ていくべきだということで、我々のほうも今後ともその自由化の進捗を見ていく上では、しっかりと地域ごとに、需要が密なところと、そうでないところとあると思いますので、そこに応じて、望ましい競争が起きていくためにはどうしたらいいかというふうに考えていきたいと思っております。

それからあと、ご懸念ということで、我々のほうもしっかり認識したいと思っておりますけれども、念のためですけれども、この量の拡大というのは設備投資が要る場合もあるかとは思いますが、必ずしも設備投資、今の設備を使ってということもあるかとは思っておりますので、一応その点は補足させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山内委員長

松尾事務局長、どうぞ。

○松尾事務局長

先ほどの柴山室長の話の補足でございますけれども、先ほど室長からも話ございましたように、私どものほうでも、消費者トラブルがあると、どこの地域と申し上げませんが、処理しているということがわかったところで、とにかくなるべく早く、まず消費者の方々に注意喚起するのが大事だということで、国民生活センターとご相談をして、こういう事例が一部にあるようですから気をつけてくださいという注意喚起をいたしました。

あわせて、特にそういう苦情の多い事業者につきましては、具体的に現在の状況の報告を求めまして、さらには改善策を講じるように指導も行っているところでございます。

今おっしゃっていただきましたように、大分改善はされてきているというふうに認識しておりますけれども、その改善の状況も見ながら、必要があればさらに強い措置を講じていくということも考えていきたいというふうに思っております。

○山内委員長

よろしいですか、大石委員。

○大石委員

今のところは了解いたしました。先ほどもう一点、今後、経過措置が外れた地域での再通知のことで柴山室長からお答えいただきました。実は今回のガスの自由化に関して、多くの事業者が消費者向けにいろんなチラシをつくったという、その事実は確認しましたが、逆に消費者の側は、なかなかそれをきちんと見ていない認識できていないという現実があります。これは消費者

の側にも問題はありますが、その中で、自由化したことを知らないまま、今の話のように、ただ単に法律に違反しないから通知をしなくてもいいということだと、やはりその後のトラブルというのが大変心配になります。なんのための、誰のための自由化だったのかと言われないうちにも、今後の値上げの際、また、料金プランの変更については、消費者と行政と事業者と、やっぱり三位一体で協力してきちんと告知を行わないと、なかなか通知をしましたというだけでは認識は進まないのではないかなと思います。ぜひそのあたりは消費者団体としても協力させていただきたいと思いますので、ぜひ一緒にやらせていただければと思います。

以上です。

○松尾事務局長

ぜひ、一緒にやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山内委員長

松尾事務局長。

○松尾事務局長

関連で一言だけでございます。このガスの小委員会のほうで決まりました特別な事後監視ということで、監視委員会でも、具体的には四半期に一度、各社に対して報告徴集をかけた上で、そこで具体的な料金水準の確認するようにはいたしております。

そこで万一問題があれば、それは是正を求めていくということで、仮に消費者の方が気がつかなかつたとしても、私どものほうでしっかりそこに気をつけるようにさせていただいて、問題の事案が起こらないように目くばせをしていきたいというふうに思っております。

○山内委員長

ありがとうございます。この点についてよろしいですか。

じゃ、大橋委員、どうぞご発言ください。

○大橋委員

すみません、ありがとうございます。3点あるんですけども、まず1点は、今、松尾局長がおっしゃっていただいたので、特段問題じゃないかなと思ったんですけど、そもそもガスの自由化の中で、これまで言われてきた内々価格差はどうなっていくのかというのは、やはり一つ注視しなきゃいけない点なのかなと思っています。都市部の競争に目が行きがちですけども、それ以外の地域での価格の動きというのはきちっと押さえていかなきゃいけないのかなというふうに思います、というのが1点です。

2点目は、資料4に係る供給計画の情報公開の内容ですけども、当然、供給計画の中身について、公開できない部分というのは、経営情報として多く含むということは承知をしています。

他方で、行政等が収集するデータに関して、例えばアカデミックなユースに関しては、利用ができるかどうかというふうな論点というのは、引き続きあるのかどうかというふうに思っていて、そうした観点で、非常に貴重なデータでもありますので、こうした点はぜひ前向きに検討していただければなというふうに思います。

あと最後に、資料3の一番最後の資料でいただいた投資の話ですけれども、ここの推移というのは、今回、資料で1枚入れていただいたのは非常に重要かなと思っていて、これをどう見るかはいろんな解釈の仕方があると思うんですけれども、引き続き投資の動向については議論していくことが重要なのかなというふうに思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

最初の点は、内々価格差の話は何かあれですか。今お答えというわけでもないですか。

○大橋委員

もし何かご存じであれば。

○柴山ガス市場整備室長

自由化直後、これもそういう意味では委員会のほうで定期的に報告徴収をさせていただいておりまして、そこでその販売量ですとか、販売額というのを求めておりますので、一定程度把握することは可能だと思っております。ただ、現時点では、4月分の徴収をしているところと聞いておりまして、その情報の整理中だとも聞いておりますので、今後とも委員会と連携してしっかり把握するようにしていきたいと思っております。

○山内委員長

よろしいですか。

じゃ、データの話ですね。アカデミック理由について。

○曳野電力基盤整備課長

すみません、情報公開法上に多分アカデミックな理由というのがなかったとは思いますが、むしろ一般的、4ページにも書かせていただきましたけれども、やはり諸外国に比べても、日本の情報公開のレベルというのが、本当に自由化の中で適切なレベルなのかということは、しっかり考えなきゃいけないというふうに考えておりまして、どちらかという、供給計画の黒塗りの範囲が正しいかどうかは、先ほど四元委員からもご指摘いただきましたけれども、情報公開法上、第三者機関がご判断いただいて、もしこれが開示すべきものだとなれば、これは私どもとしても当然開示をすべきだと思っております。

むしろこれがどうかということを超えて、どのような電力関係の情報について、しっかり国民の方々が、ないしは事業者の方々、アカデミックの方々がアクセスできるような状態にするかということについて、しっかりご議論を今後ともさせていただければというふうに考えております。

○小川電力産業・市場室長

大橋先生からご指摘いただきました、まさに今の情報公開のところは、例えばよく事業者、あるいは研究者の方からもいただくご意見として、エネ庁が出している情報、それから新しくできた監視委、さらには広域機関、それぞれにはあるけれども、どこにどのようなものがあるのかがわかりにくいとか。あと最近で言いますと、海外の事業者から英語でのアクセスをもっとしたいというのもありまして、この辺、取引所も含めて、今どんどん変わってきていますけれども、全体の統一性を取りながら考えていきたいと思っております。

それからもう一点、設備投資のほう、これはこの全面自由化に伴って、従来は自由電力の送配電投資、それから発電投資だけでした。今回ちょっと情報が間に合わなかったんですけども、むしろ今後の発電投資は自由電力以外のも取ってきています。やはり発電投資、必ずしも自由電力だけがやるものではないというふうに思っていますので、そういうのもしっかりフォローしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○山内委員長

よろしいですかね。

石村委員、どうぞご発言ください。

○石村委員

自由化後の電力の推移を教えてくださいました。再生可能エネルギーで発電した場合には、FITの部分については明確に、「FIT負担分」というのはわかるようになっているとのことでした。例えば太陽光発電が、急に曇ったとき用に、バックアップとしては、今だとLNGの発電所があると思います。

その費用については、前の議論ではたしか送配電の部分が負担するという格好になっていたと思います。その部分のコストが当然かかっていると思うんですけども、その分がこの電力料金にどれくらいしめているのかはわかっているのか、また、公開できるのかということについて教えてください。

今後、特に太陽光発電の比率が非常にふえてくるとなると、そのバックアップコストが非常に大きくなってくる可能性があると思っています。そのコストが今後どうなっていくのか、既に

わかっているのか、さらに、今後どういうふう to それを把握していくのかということについて教えていただきたいと思います。

○山内委員長

松村委員、どうぞ。

○松村委員

今の点は私が答えるのも変な気がするんですが、調整力のコストというのはどうなっているのかという点は、入札とかをしていますから、もちろん明らかになっています。

しかし、恐らくご指摘になった点は、太陽光、風力が増えてくると、必要な調整力が増えてくるだろう。それにどれぐらいコストがかかるのかという点だと思います。現時点の情報ではもちろん正確にはわからない。現時点でこれだけ調整力を確保しているというのはわかっているけれども、それは全体で、特定の原因による調整費用が明らかになっているわけではない。それで……

○石村委員

現状はわかっているんですかね。

○松村委員

いや、現状は、再生可能エネルギーが増えた結果として調整力を増やすところまで足元で行っていないと思います。現状だけ見るとそのコストはないように見えるかもしれない。しかし不安定電源がこれから増えてくれば、当然必要な調整力は増えてくる。エネ庁のいろんな委員会では、再生可能エネルギーが増えてくると、その結果として必要な調整力が増えるとかという議論は、実績ではなく予想としてされています。

それが出てくると、それに調整力コストをかければ試算はできる。現状7%で済んだものが不安定電源の増加に伴い9%に増えたということになれば、差分は直ちに計算できるようになる。ご関心のようなことは、これからいろんな委員会で明らかになっていって、予想の数字だとか、あるいは増える予想値に現在のコストを当てはめて幾らと推計することは可能になってくる。隠すとかということは決してないので、ご要望のようなことにはちゃんとエネ庁および広域機関が今後答えてくれると思います。

ただ問題は、不安定電源がどれだけ増えたときに、どれだけ調整力が必要になるのかということ自体が大問題。この議論は、今の時点で確実にわかるものではない。これから精緻な議論をしていって、広域機関等で議論した結果が将来明らかになる。大山委員が委員長をされている委員会でそういうことを議論した上で、おいおいいろんな形で公開されることになると思います。

以上です。

○山内委員長

今の解説でよろしいですか。事務局、何か。

○小川電力産業・市場室長

ちょっとどれぐらいというところがありましたので、それはちょっと今の料金の中でこういう費用というのは別途お示ししたいと思います。

他方、今、松村先生からもありました、それは別に再エネのためということではない中で、今はその全体の中で賄われていますが、今後はご懸念のように、再エネが非常にふえてくることによって今までと違うさらなるコストといったときに、それをどうしていくかというのは、またまさにこれから議論していくところというところになりますので、そういったところの情報も、また随時お示ししながらというふうに思っております。

○山内委員長

よろしいですか。ほかには。

とりあえずこの議題については、また何かありましたらご発言を後ほどいただくこととして、議事を進めさせていただこうと思います。

4つ目の「電力分野のデジタル化」、それから5番目が「電力・ガス分野のサイバーセキュリティ対策」、この2つについてご説明いただいた後に議論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小川電力産業・市場室長

それではまず、資料の6のデジタル化のほうからご説明します。続けてサイバーセキュリティ。言ってみれば、デジタル化、新しい技術を用いて、より効率的な取り組みを行っていくという意味での攻めと言えるかもしれません。片や、サイバーセキュリティ、これはそういったデジタル化が進む中で、いかに安全性を確保していくかという意味での守りになりますので、そういった意味で両者をあわせてご議論いただければと思っています。

まず、デジタル化、2ページ目になります。背景・問題意識としまして、このシステム改革が進む中でということでの環境変化、それからこれは電力分野特有の事情ではなく、むしろさまざまな分野でビッグデータ、IoT、さらにはAI、人工知能といったようなものの活用が始まっていると。電力分野においても、まさにこういった取り組みが始まりつつあるということでありまして、例えばということであると、発電分野のデータ活用での運転の効率化、送配電では、高度な保守・管理、さらには小売では、データを駆使した新たなサービスの展開、国内外でということではありますけれども、特に海外で目立って進んできているという状況があります。

そういった変化とともに、またプレーヤーという意味でも、特にITの活用ということと言

うと、新しい事業者が入ってくる、こういった中での産業構造の変革というものが起きつつあるという中で、どのような取り組みが求められるか。

きょうのところは、どんな状況かということの概要のご報告になります。それでは、まず4ページになります。

電力分野においても、ビッグデータ、I o Tの活用ということで、大きく分けると、新しい事業の創出といったところでの新たなサービス。例えばということであると、家庭向けのサービス、省エネ対策サービスとか、あるいは最近ですと、特に自由化後、顕著になっております見守りサービスといったようなことがあります。

一方で、収益性改善ということでもあります。まさに自動化、情報化というのを活用しまして、発電、あるいは送配電のコスト削減、高効率運転による収益性の向上といったようなものが進められておりまして、そういった分野別に見た場合というのが、次の5ページになります。

左から、発電、送電、配電、さらには小売ということで、内外さまざまな取り組みが進められております。全体的に見ますと、プレーヤーが発電、特に送電などはある程度限られている一方、小売は、先ほど日本でもそうですが、新規事業者が多く入ってくる。

それから、いろいろな時間軸といったときに、発電所、あるいは送配電設備、数十年単位でのもものと、一方で小売のところは、次々に変わっていくという意味で、変化が早いのがこのページ、このスライドでいいますと右のほうということで、より活発な動きが見られるのは、小売需要に近いところでのエネルギーマネジメントサービスなどになります。

そうした中で6ページ以下は、どちらかということ発電分野のところを中心にご紹介していただけますけれども、いろいろなデータ管理、まずはデータをとって、それをためて、分析して、さらにそれを活用していくというような動きが広まりつつあります。

そういった意味で、国内でも大手電力会社さん中心にそういった動きが広まってきていますけれども、他の分野で起こっていますように、このデータというのをどうやって管理、どこが管理して、どう活用していくのか、1つの事業者の中にとどめておくのか、それを他に提供していくのか。これはスマートメーターのデータをめぐっても、これまでもご議論がなされてきたところでもありますし、今後は国レベルでも、例えばEUと中国の関係、EUは、自分たちと同じような情報保護の体制がないと外には出さないといったような、国家レベルでのある意味競争環境というのも課題として生じてきているところでもあります。

7ページ以降は、事例ですので個別にはご紹介しませんが、発電プラントでありますとか、それから9ページは、個別の活用の事例というよりも、発電のデータベース、これはある意味、事業者の枠を超えて、こうしたデータベースをつくっていく、それがひいては国全体、業

界全体としての競争力の強化につながっていくということでありまして、こういった点、日本でもまだまだこれからではありますけれども、いろいろな取り組みの余地はあるのかなというふうに感じております。

他方、こういったデータ、どのようにして共有し、活用していくかというのは、当然のことながら競争分野でもありまして、いろいろ課題は多いところかなというふうに思っております。

10 ページ、11 ページは、送電の分野での新しい技術の活用、それから 12 ページ、さらには、飛びますが 14 ページ、これは小売の分野での新しい技術の活用ということで、特に 14 ページ、ブロックチェーン、フィンテックと呼ばれる特に金融分野で進んでいる新しい技術、こういったものを電力のところでも活用しようという、これは海外でもまだ、まず実証ということで始まったというような段階であります。

そうした中で、日本におきましては、15 ページにありますような形、火力を中心としてのデジタル化を進める取り組みというのが始まっておりまして、こういった新しい技術の開発・導入の促進支援といったところ、これは国内での取り組みですけれども、さらにそれをグローバルに展開するという意味で、このスライドの③になりますけれども、そういった技術を活用していくことについての国際規格、言ってみればそういった質の高いものというものをしっかり規格をとって、ひいては日本のインフラ技術につなげていこうといった取り組み。

さらには国内的には、保安のより高度化というのにつなげていくための保安規制の見直しというの、今まさに順次進められているところであります。

こういった取り組み、今、発電分野を中心にとということですが、今後、送配電、さらには小売と広がっていく中で、冒頭、少し触れましたプレーヤーということであると、19 ページ目以降になります、こういったインフラ、さらに電力の分野に、どちらかというところと IT、データ解析に強みを持つ事業者が入ってくると。

その場合に、どちらがより競争力の源泉となることを握っていくのかということの中で、そういった俯瞰図というのを模式的にお示ししたのが 20 ページになります。

これは産業分野ごとにとということで、典型的なインフラ関連事業というものを示していますが、上から順に行きますと、鉄道、鉄道で言いますと、例えば JR と日立とが一体となって、新しい車両の開発を行って、それを運行しながらさらに改善につなげていくといったような取り組みがされておりますし、これをさらに最近では海外に持っていくというの、積極的に進められているところであります。

一方で、一番下にありますような航空分野などにおきますと、航空会社の飛行機を飛ばすというところでの保守・運用といったところは、ここはもう完全に航空機メーカーが握っていると

ころでありまして、そういったデータ、日々の運行データなども全て集めて、それを解析して、さらによりよい運行につなげていくといった努力もなされているところであります。

こういった中で、これまでの電力ということでは、やはり鉄道、さらにはもっと強い形でのオペレーターとしての電力会社が役割を果たしてきたところでありますけれども、これは欧米の例でもそうですが、そういった中で、自由化が進んでくると、今度は新しい形で外から入ってくる。言ってみればプラントなども、特に欧州では、メーカーのほうが強い力を握っているという中で、今後、日本もまさにここの分野をどう考えていくのか。

現状は、海外のIT企業などが、日本の電力会社に有するデータなどをより活用したいというアプローチも多い中で、日本としてどういう形を将来的に考えていくか。これが自由化の中で起こりつつあるというのが1つ大きな考えるポイントなのかなというふうに思っております。

最後2枚のスライドは、そういったプレーヤーの今の状況ということで、ここで一言申し上げると、やはりITということでは、特に小売需要家に近いところでは、アメリカがかなり強い力を持っていて、こういったところから新しいサービス、特に小売分野での新しいサービスが生まれてきているというのが足元の状況になります。

続きまして今度は、攻めとかわりまして、守りという意味でのサイバーセキュリティ、資料7-1になります。

サイバーセキュリティは、特に昨今その重要性がこれまで以上に高まっているという意味では、電力分野も同じであります。伝統的に電力はやはりコアとなる制御系、需給調整のシステムは独立したシステムであって、そういったサイバー攻撃のリスクからは隔離されているということで運用がなされてきましたけれども、そうした中で新たな技術の進展ですとか、それからやはりここでも電力システム改革というのは大なり小なり影響してきているということでありまして、昨年来、この分野でも取り組みの進展が見られる一方、日々、特に急速に進化していくこのサイバーの技術、それからこの分野はまさに国境なく攻撃が行われ、グローバルな取り組みが求められるという状況ですので、そういった意味での不断の取り組みを行っていく上で、足元の取り組みをご報告しつつ、さらなる取り組みの必要性がこういった方向に向かっていくということについてご議論いただければと思います。

足元、特に昨年来ということでは、大きな取り組みの進展ということで、まず5ページ目になります。

これは、後ほど電力ISACということでのご紹介がありますが、本年3月に、電力分野でのISACが設立と。国内では、これまで情報通信、あるいは金融といった、まさにインフラの分野で順次設立されてきたものでありますけれども、今回、電力分野でもこういった新し

い組織をつくりまして、情報共有の枠組みをつくり、さらに海外の同様の機関との情報共有、連携といった取り組みをスタートさせております。

それから、ガイドライン。これは、制御系の、電力の制御のシステムに関するガイドラインと、それからスマートメーターに関するガイドライン、これら昨年策定されたものを、順次、電気事業法という法規制の中に取り込んでおりまして、今はこういったガイドラインの実施のフェーズに入っております、実際の各社の取り組みをしっかりとレビューして、さらにそれを高めていくという取り組みが始まったところでありまして、10 ページにありますような、こういった各社の取り組みと、そこから得られる成果をしっかりとレビューして、まさに不断の取り組みを行っていくというのが、今、始まっているところであります。

一方では、海外との関係、特に最近は何の国にとっても最大の関心事項の一つでありまして、そういった意味での海外との協力、情報共有のみならず、例えば最近ですと、そういった国際的な演習、研究開発といった取り組みも始まりつつあるところになります。

そういった意味で、15 ページにありますけれども、今後さらなる、引き続き電力分野でセキュリティ対策を進めていくということ。それから、これが今まさに電力システム改革の中でということだと思いますと、プレーヤーの数、それから質も大きく変わってきております。

そういった意味で、今はどちらかというところインフラということで、発電、特に送配電中心のセキュリティ対策ではありますけれども、今後は小売なども含めて全体的な底上げを図っていくということがありますし、また海外との連携というのもより一層強めていく必要があるのかなというふうに思っております。

同様にしてガス分野というのも、まさに取り組みが進められつつあるというのが 16 ページになります。

事務局からは以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

今の事務局のご説明の中で、電力の I S A C の問題がありましたけど、これは設立されたということですので、電力 I S A C 事務局の阿部事務局長からご説明をお願いしたいと思います。

○阿部事務局長

電力 I S A C 事務局の事務局長を務めています阿部と申します。本日はよろしくお願いたします。私のほうからは、設立されましたこの電力 I S A C につきまして簡単にご紹介させていただきます。

1 番目に設立の背景とございますけれども、こちらのほうは今ほどご紹介いただいたとおり、社会インフラ全体においてサイバー攻撃、こういった脅威が高まっているということで、電力分野もこういったものに対応する必要が非常に出てきているというところなんです。

海外で実際に被害、そういった事例が発生しておりますけれども、国内への影響、被害、そういったものもこれからきちんと対応する必要があるという認識をしているところでございます。

電力 I S A C は、まず電気の安定供給に重要な役割を担う事業者というところ、ここが中心となりまして、信頼と互助の精神に基づいて活動していくと、こういったことが事故の未然防止、あるいは発生した事故に対する迅速な対応といったところにつながればいいということで、目的にしまして設立をしております。

次の 2 番目の I S A C の概要ということで、漫画がございましてけれども、真ん中が電力 I S A C の機能になります。右側に情報源といいますか、連携先になります、国内、海外のサイバーセキュリティに関する機関、J P C E R T、I P A であつたり、あるいは J - C S I P、C 4 T A P などの情報も含めてですけれども、こういったものを情報収集を行って、左側の会員企業、こちらのほうに円滑に連携すると。あるいは逆に情報を提供するというような形になります。

この中で、発生している情報を、電気事業というところで、我々の事業にどういった影響、設備も含めて、そういったものがあるかということ想定しまして、場合によってはその有効な対策みたいなものを添えた形で会員企業と連携するような活動を目指しております。従来の電力セプターの機能もこちらの中に取り込んでおりまして、政府機関とも円滑な連携を行うということで考えてございます。

それから、次に 3 番目に構成会員と運営体制でございましてけれども、会員のほうは現在、正会員が 26 社と特別会員が 1 団体ということになってございます。いわゆる自由電力、プラス大規模発電設備をお持ちの新電力というところで、現在は鉄鋼系とガス系というところでグループの会社が会員として入会していただいております。

それからあと運営体制につきましては、総会、理事会ということで、ここは組織の重要事項に関する意思決定をする、こういったような体制のもと、組織規定をきちんと定めまして、事務局は 4 名で常勤体制で、先ほどお話しした情報の共有、それから収集分析、そういったところを担っているところでございます。あと後ほどご説明しますワーキングの事務局、そういったところを務めてございます。

続きまして 4 番目の活動内容の概要と書いてございますけれども、この中で特に情報収集のところの 2 つ目に書いてあります海外の電力 I S A C の連携に向けたということで、こういったところを先方のカンファレンスであつたりとか、それから情報交換、そういったところの交流を

推進しているところでございます。

右側に、ここは欧州の E E - I S A C という組織と、これからの友好関係、こういったものを結ぶというところで、MOU の署名を行っているところです。これからの双方のサイバーセキュリティの取り組みの情報交換であったり、そういったものを推進していくということで考えているところでございます。

あと情報共有のところにありますけれども、情報共有といっても、やはり機微な情報も含まれているケースがございますので、きちんと共有する情報を整理して、定義して、T L P ということで定義を行って、情報共有を行うというところ。それから実際に設立から 3 カ月程度たちましたけれども、4 月から 6 月にかけて、公開情動的なものが中心にはなりますが、約 150 件程度、会員間で情報提供、注意喚起といったものが行なわれているというところではあります。

続いて 4 番のワーキング活動になりますけれども、通常はスピーディーに情報を共有するために電子メールベースで行っておりますけれども、やはり共有する相手先が信頼関係、そういったものを築くことが非常に重要なこととなりますので、オフラインでの face-to-face のミーティング、ワーキングを準備しております。

今そこに 5 つ書いてございますけれども、電力といっても、発電、送配電、情報系 I T、そういった専門分野が多くあるというところで、そういったものに分けた形での課題検討のワーキング、それから次にベストプラクティス共有とありますけれども、J E S C のセキュリティガイドライン、これが制定されていますが、こちらにきちんと対応しているといったようなところを、取り組みも含めて、外部の有識者の方から客観的にレビュー、あるいは助言をいただくといったような場、その中で有益な情報は会員間で共有していくといったようなワーキングも考えています。その他、セキュリティのコンテンツであったり、あと製品のベンチマーク、そういったものを共有していくというようところで考えてございます。

あと最後に入る前に、別紙で、「ワナクライ」ということで、マルウェアが世界的に発生したものがございましたけれども、このあたりの対応の事例を紹介しております。

電力 I S A C は 24 時間 365 日活動しているわけではないんですけれども、たまたま今回、欧州、オランダのほうにこの MOU を締結する際に、担当者のほうが出張していたというところで、表に書いてありますとおり、一番表の左が欧州の現地時間、右側が日本時間ということで、若干 7 時間程度、時差があるというところではあります。

現地のほうで騒ぎになっているのが 5 月 12 日の 21 時ごろなんですけれども、この情報、現地で大きく報道されたというところで、現地に出張していた者がモバイル端末を経由しまして会員向けに第一報を発しているところがあります。

ただ、この中では、まだ原因であったりとか、感染の経路であったり、そういった情報はございませんでしたので、日本のほうでスタッフがいろいろと情報を調べまして、結果的には 14 日の 13 時ごろにマイクロソフトの製品の脆弱性が原因といたしますか、それが起因しているというところで、そういった情報を付加して、あわせて標的型攻撃ですと、メールの添付ファイルとか、リンク先、そういったものに偽装されていますので、そういったものの注意喚起もあわせて会員企業のほうに情報提供しているというような動きをしてございます。

技術的にはまだ経路というものはわからないような状況ではありますけれども、若干のこういった海外との連携の活動もしている中で、たまたまですけれどもこういう情報に触れるきっかけができたのかなというふうに考えてございます。こういったことで、会員企業は、このワナクライによる被害というものは特段、発生していないというふうに伺っております。

続きまして、戻っていただきまして、最後にちょっと今後の取り組みというふうにはなっておりますけれども、先ほど来、日々、高度化・巧妙化するサイバー攻撃というところに対して、個社単位で、各社で、CSIRTとかそういった組織をつくって対応しているところもございすけれども、やっぱりその限界があるでしょうといったような認識がございす。

電力ISACは、この会員の企業の皆さんが相互に協力して、それぞれのセキュリティインシデントの事象、あるいは対策を共有するということで、ワーキング等の問題解決の場、そういったようなものも通して、各社のセキュリティ対策に寄与できればというふうに考えているところでございます。

今後も、まずこの足元を固めていくところが重要ではあるんですけども、やはりその情報源であったり、組織力としては、海外のISACとの連携であったり、ほかの重要インフラ分野のISAC、そういったところとも連携をして、組織的に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

簡単ですけれども、電力ISACのご紹介を終わらせていただきます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明がありました内容について、ご質問、あるいはご意見がありましたらご発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょう。

どうぞ、村松委員。

○村松委員

ありがとうございます。デジタル化とサイバーセキュリティということで、それぞれ意見を述べさせていただければと思います。

デジタル化、こちらこれから破壊的なイノベーションが起きていくだろうという期待は大いに持っておりまして、デジタル化と通信、あとネットワークの技術の活用、こういったところで大いなる進展があるというふうに考えておりますが、ここで大事な点として3点ほど挙げさせていただきます。

まず標準化ですね。それぞれの技術で特性がありますので、何か一つに決めてしまうということは難しいと思うんですけども、いろんな技術のパターンが多様化してしまうと、じゃ、プラットフォームをつくりましょうとか、多様な事業者が参入しましょうといったときに、どの技術をもってやっていくのが果たして顧客、マーケットの拡大につながっていくのかというところで難しい面がございます。

これから開発していくという段階で、まだ黎明期で、標準化をとというのは難しいかもしれないんですが、日本標準をつくって、さらに海外に展開というようなことを考えるにおいては、標準化ということは外してはならないポイントかなと思っております。

それから技術の信頼性の担保、これも非常に重要なことかなと思います。ビッグデータということ、データの暗号化を進めて処理をしていくということもあると思うんですが、暗号化のレベルというのも事業者によってさまざまなレベルになると思いますので、例えば一定レベル以上の方法を行政から推奨するというふうな形での信頼性の担保ということも考えられるかなと思っております。

そしてスマートメーターの導入状況というのは、各事業者さんのほうで、今、推進していらっしゃる場所ではございますけれども、こちらの数、導入率を上げる、早急に上げていくということと、さらにハード面につきましても、どんどん技術的な開発が進んでいくと思いますので、このスマートメーターのアップグレードされたものの活用ということもあわせて進めていかねばいいのかなというふうに考えました。

もう一つ、サイバーセキュリティのほうですね、こちらの電力ISACの話は私からもご意見を申し上げたことがありましたけれども、今般、立ち上がって海外との連携も始まりましたということで、この枠組みができたということは大いに評価すべき点だと考えます。

今後はこの枠組みを活用されて、実効性のある取り組みを進めていかれるということだと思うんですけども、ワーキングに分解されて、それぞれ face to face の情報交換もしていきますということですね。ベストプラクティスだけでなく、インシデントとか、ヒヤリハットとか、そういったものの共有、生々しい情報の交換があったほうが、より事業者間でお互いに、そういったところに行かないためにどうしたらいいのかという議論がされるのかなと思います。

近いところで金融ISACに詳しい人がいますので話を聞いてきたんですが、金融ISAC

の場合、会員の種類が違うんですね。アフィリエイト会員というところにコンサルティングの会社とかも入っていますけれども、そういう生々しい話をするときにはアフィリエイト会員は仲間に入れてもらえないとか、金融庁の方も参加できない。ここでエネ庁の方が参加できない仕組みをというふうに申し上げるのは余りよろしくないのかもしれませんが、より実効性の高い取り組みをしていただくためには、ある程度、会員を限定した中での腹を割った話し合いというのがされてもいいのかなというふうに思いました。

今般の I S A C 参加メンバーというのは大規模発電事業者が中心だと思うんですけども、電力業界を見渡したときに、小売事業者が数多くいらして、そちらは広域機関を通じてつながっているというような建てつけになるのかなと思います。

資料 7-1 の 11 ページですか、見るだけにとどまってしまうんですが、こちらからは、小売事業者については情報発信をされたものを受け手として受け取るだけというふうに見えてしまったんですが、レイヤーを分けて、共有する仕組みというところに参加させるという検討もあってもいいのかなと思いました。

これからサイバーセキュリティ、I S A C であったり、こういった広域機関の取り組みを通じてガイドラインづくりをして、それを各社が準拠していくというふうな動きもあるかと思えます。ガイドラインをつくった場合に、準拠の実効性を高めるためには、内部監査であったり、外部監査であったりといったものがどうしてもセットで必要となってくると思いますので、あわせてその辺もご検討いただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは石村委員、どうぞご発言ください。

○石村委員

サイバーセキュリティについて質問します。発電所、原子力発電も含めて、そういうところに対するセキュリティ、サイバーセキュリティを含めた対策というのはかなり強固であると思えます。一方、電力自由化のスイッチングで設置されたスマートメーターシステムは、そこに対する攻撃を受けると案外脆弱なんじゃないかと心配をしています。そこを攻撃されても、負荷を全部、例えば遮断するとか、そういうようなことをやられると、最終的にステーション・ブラックアウトが起こる可能性があるんじゃないかという心配をしています。そういうところに対する対応をどうしていくのか教えてください。また、I S A C の資料のセキュリティ対策や演習等と書いてある、2 ページに演習というのがあったんですけど、これは実際何か攻撃をして、どのぐら

い強固なのかというのを試している、という意味なんですか。

もしそうであればかなり安心してます。要するに、ハッカーのプロにどれをやっても大丈夫なのか等、そういうテストを常にされているという意味なのか、違う意味の演習なのか、それを確認したいです。

そういうのも含めて、今度は具体的にどういう対策をしていかれるのか、ということをお聞きしたい。

○阿部事務局長

ご質問ありがとうございます。まず最後の演習というところになりますけれども、セキュリティの演習といいますと当然マネジメントといいますか、組織の構造する対処する体制といったものが当然含まれております。

あと、実際は今のお話で、技術的に攻撃を受けたときにどうだというお話になると思いますけれども、例えばスマートメーターに関しましては、ペネトレーションテストといったような、要は、セキュリティの対策に抜け漏れがないかとか、そういったようなテストも専門の機関を通して、各社といいますか、そういったものに取り組んでいるようなところもございますし、それを通して対応の体制を演習と組み合わせてやり始めているような会社もございます。

ただ、全部一律にやっているかというのと、まだレベル差というのは多分あると思いますけれども、そういったような対策といいますか、対処を進めているところでございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほかのご発言いかがですか。

大橋委員どうぞ。

○大橋委員

恐らく今後に向けて重要な課題を提起していただいたと思うんですけど、まず資料6のデジタル化というところというところ、究極的には電力事業者において、このデータというものを経営の中でどう位置づけていくのかということが多分問われているんだろうなと思います。

セキュリティの観点からも、怖いということで、デジタルから遮断して、全部、自己完結でやるというのは一つのやり方だと思うんですけど、他方でそうしたことで失うものも大きい、つまり保守メンテをする際に、事前に稼働状況を見ることによって、いろんなことが事前に低コストで手を打てるというふうなことを考えてみると、そうしたAIのメリットというのはやっぱり少なからずあるなど。

そうしたことをすることによって、例えばベンダーによりますけれども、ベンダーには情報

が渡るわけですよ。そうすると、そうした情報がどう使われるのかということや電力会社でコントロールができるのか。できない場合に、そうした情報ってどういうふうな形で使われているのか、実際問題として多分デジタル化とサイバーセキュリティと裏合わせの話だと思うんですけども、こうしたことは単にオープン化がいいんだというふうな話でも多分ないのかなという感じもします。

そういう意味で、これは業界ごとに考え方がありえるのではないかと思いますけれども、こうしたことというのは論点としては重要で、私はまだ正解がみえていませんけれども、重要な論点を提起していただいたと思います。

失礼いたしました。

○山内委員長

どうもありがとうございます。

ほかにご発言は。

どうぞ、大山委員。

○大山委員

デジタル化とサイバーセキュリティ、非常に重要な問題だと思っています。これまで大きなシステムについては専用線等を使って非常に安全である、言葉を変えれば、ガラパゴスシステムを使っていて安全だということだったと思うんですけども、どんどん数がふえるようなシステム、先ほども話があったスマートメーターなんかを考えますと、そういうわけにいかなくなって、やっぱりセキュリティレベルがどうしても落ちるかなと。

もう一つあるのが、デマンドレスポンスのほうの関係で、そちらもオープンソース化をどんどん進めていて、しかも数が多いということなんで、どうしてもセキュリティ上は多少弱くなってくるかなという気がしています。だからといって使わないというのもちょっと問題になると思うので、その辺をうまくバランスをとりながらやらなきゃいけないなと思っています。

あともう一つが、今、扱っている電力から見ての大きさなんですけれども、あとはこれも大きさですけども、会社の大きさを考えていくと、やっぱり小さい会社のセキュリティは非常に難しいところがあると思うので、電力ISACさん、大きい会社が集まってやっぺらっしやるので、先ほどほかの分野ではアフィリエイト会員という話もありましたけど、そういうのも含めて、小さいところはどうやって情報を発信していくかというのをぜひ検討いただければなというふうに思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

特にお答えよろしいですか。

○阿部事務局長

ありがとうございます。我々は設立当初のスタートということで、こういったメンバーになっておりますけれども、当然、情報を共有していく中で、会員の拡大といったところも気にはしているところもありますので、ご意見いただいた中で取り組んでいきたいと思っております。

ありがとうございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、まだご意見ありましたら後ほどということにさせていただいて、議事は進めさせていただきます。

最後の議題ですけれども、「事業環境変化を踏まえた料金改定手続」について。この内容について事務局からご説明をお願いいたします。

○小川電力産業・市場室長

それでは資料8をごらんいただければと思います。全体3つに分かれていますけれども、1つ目、2つ目はどちらかという今の料金制度をめぐる状況ということになりまして、少し説明をはしりながらと思っております。

まず最初、2ページ目ですけれども、電気料金制度の変遷ということで、もともと特に戦後は認可制ということで、これは値上げであろうが、値下げであろうが、認可ということで、ある意味、料金の内容をしっかりとチェックしてということでありました。

それがやがて、認可制は認可制なんですけれども、時代の要請に応じて3段階料金というもの、それから燃料費の調整制度、さらにはシステム改革が進む中でのインセンティブづけの一つとしての値下げ届出制ですとか、あるいは今度は事業者のみずからの経営努力によらない費用ということでのFITの賦課金消費税などの外生的費用に関する届出制度、それから直近では料金値上げ時、原発の再稼働の状況が十分見通せない中でということで、将来的な電源構成変化に応じた機動的な料金改定を可能とする制度といったものが導入されてきております。

電気料金の制度ということで、次のページは飛ばしまして、4ページ目は電気料金の構成ということで、大きく分けると、基本料金、電力料金と呼ばれるもののプラス・マイナスで、今ですと燃料費の調整、これで月によって変動すると。さらに別途再エネFITの賦課金というのがかかっているというのが、今の仕組みになります。

次の5ページは3段階料金制度ということで、電力自由化の進捗のところでも若干触れまし

た今の規定料金では、使用量が多ければ多いほど単価も高くなる、ある意味、右肩上がりの料金単価の構成になっているというのがあります、これは省エネの推進、あるいは特に利用料の少ない消費者向けへの配慮ということで、こういう構成がとられております。

また次の6ページは、燃料費、これは特に日本の場合、燃料費用が全体の料金原価に占める割合も高い中で、この燃料価格の変動が大きく電気料金水準に影響してきますので、当時、これを導入したときは、そういった意味での燃料費が安くなっているものを、むしろ迅速に料金に反映させるという目的で、1996年に導入されております。

値上げ・値下げということで言いますと、次のページにあります値下げ届出制度、従来は値上げ・値下げを問わず認可でしたけれども、値下げについては届け出ということが、2000年に導入されております。

また外生的費用、事業者にとっての経営努力と無関係に発生する、あるいは変動する費用については、届け出による簡便、あるいは機動的な手続で、こういった料金への反映、例えばFIT賦課金でいいますと毎年変わっていくもの、さらに消費税が段階的に上がっていく中で、これらの費用のみを、ある意味、簡便に改定できるような手続が創設されております。

次のページは、今度は電源構成変分認可制度と呼んでおりますけれども、料金水準を決めるに際しては、電源構成、どれだけの火力、あるいは原子力が稼働するかというところが、一つ大きなポイントになりますけれども、値上げの際に、原子力が動いていない中で、将来的な原子力の稼働についての見通しが十分はっきりしない中で、料金値上げ後の、例えば一定の時期に原子力が稼働するので、燃料費はもうそのときには少なくなるという見込みのもとで料金を決めたいけれども、やっぱり原子力は稼働しなかったために燃料費が高くなっているといったような状況においては、全体の原価を洗いがえるのではなくて、その関係する燃料費などについて原価料金に反映させることができるような仕組みというのもつくられております。

続きまして、今度は託送料金制度ということで、11ページ、12ページ以降になります。

小売の全面自由化、昨年4月の全面自由化にあわせて、託送料金制度ということで、料金、これは認可制になったというのは、12ページになります。

託送料金については大臣認可ということで、そのプロセスというのがその次のページ、14ページにありますけれども、この料金認可に際しては、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聞いた上で認可を行うということでありまして、昨年4月で小売の自由化がなされて、従来の小売の規制料金というのは、値上げ認可のときには公聴会の開催ですとか、あるいは消費者庁に協議ということがありましたけれども、この託送料金につきましては、直接消費者が支払う料金ではなく、ある意味小売の事業者が送配電事業者を支払うもの、事業者間の取引に係るものということ

で、こういった消費者庁への協議などは行わないということに整理されております。

一方で、この託送料金をめぐる環境変化ということで、託送料金自体は自由化を前に、一昨年の12月に認可、15ページにありますような形で各社の託送料金が決まっておりますけれども、一方で16ページにありますけれども、それぞれの地域での需要が変化する中で、これは地域によって差がありますけれども、一昨年の時点での想定していた需要と、足元実績に若干ずれも生じているという状況にあります。

こうした中での料金の改定手続ということで、今、見てきましたように、従来ももとの電気料金制度というのは、ある意味、全体的な需要の増加というのがある中で、値下げ届出制度を入れましたように、経営効率化などによる原価の削減効果を着実に料金に還元させていくという観点から、基本的に料金を変えるときには、全ての原価項目について洗いがえる、全ての項目を見て、その中でふえているところ、減っているところをそれぞれ見直して、一方で料金をつくっていくに際しては、その分母に当たるところの需要というものを、その時代、時代に合わせて見直しを行ってきたというのが、これまでの原則でした。

しかしながらということで、特に近年では全体的な電力需要の伸びが頭打ちになるという中での料金改定といった場合に、原価総額を抑制したとしても、その分母の部分を機械的に見直すと、結果的に料金が上昇しかねない状況が生じているということがあります。

これは、例えば料金値下げということでいいますと、まさに昨日、震災後、初めてということで、関西電力から、小売の規制料金の値下げの届け出があったわけですがけれども、そういった意味での料金、原価の抑制が、これは小売に限らず送配電も含めてなされているわけですがけれども、一方で需要のほうも、関西電力の場合、先ほどの表にありましたように減っているというようなこともありまして、小売のほうは今回値下げの届け出がありましたけれども、同じように託送のほうを見直そうとすると、全体的な費用は減っているけれども、需要がそれ以上に減っているということで、かえって料金としては上昇しかねない、まさにここにあるような状況が生じているということがあります。

そうした状況を踏まえてということで、ここでお示ししておりますのは、今までは原則でした全体を見直すということから、一定の場合にはという、もちろん限定つきではあるんですがけれども、特定の原価項目の変動については、その変動分についてのみ、その需要の見直しを行わずに改定できることとしてはどうかと。

これは既にそういった制度、先ほど見てきましたような、例えば外生的費用ということで、例えばFIT賦課金というのはまさにこの特定と、原価そのものではないんですがけれども、特定の費目ということでも言えるかもしれませんし、あるいは燃料費調整、燃料というものもある意味

特定のものということが言えるかもしれませんが。そういった意味での一定の場合には、全体を見直すのではなくて、変わった部分だけを見直すということとしてはどうかというのがここになります。

その場合に、変わった項目というのが、たまたまふえた項目だけ取り出しての改定というのは、これは本来の趣旨と外れてしまいますので、最後の点にありますように、その場合の特定の原価項目というのは、その変動というのが事業者自身の効率化努力によらない外生的なものと。現行制度で言えば、先ほどの消費税、それからFIT賦課金というものがこういった内容ですけれども、それと同様な費目の変動があった場合には、それについてのみに見直すこととしてはどうかというようなことがあります。

こういった場合の懸念としては、そのほかの費用が変動しているかもしれない、もっと全体的に下げられるかもしれないといった懸念もあるところでして、それについては毎年の料金の評価といったところでしっかり見ていくというのが原則かなというふうに思っております。

また、需要の見直しというのを行わないというのが、ここでの原則ということでの3番目のところですが、そこにただし書きでありますように、先ほどありますような、例えば16ページにあるようなもので、一定の場合には需要の見直しと。例えばそれまで想定していた需要と大きく変わっている、直近の料金改定、10年も20年前に行って、それから何も変わっていない、ただ実際の需要は大きく変わっているといった場合には、そういった状況を踏まえての柔軟な対応というのも行える。言ってみれば需要の見直しも含めて行えることとしてはどうかというのが、この環境変化を踏まえた料金改定というところの考え方になります。

そういった状況、考え方を踏まえまして、最後、今度は託送料金の仕組みを利用した費用回収ということで、これはちょっと振り返りになりますけれども、電力システム改革貫徹のための小委員会での中間取りまとめというものを示しております。

昨年秋から年末にかけてご議論いただいた貫徹小委員会においては、競争活性化の施策と、公益的課題の克服を図る施策というものを、両者一体でご議論いただきました。

本年2月の中間取りまとめでは、特にその中での公益的課題の克服を図るための施策として2つ、この原子力事故の賠償の備えの不足というものと、それから廃炉に関する会計制度の分ということで、これら2つの費用については、託送料金の仕組みを利用して全ての需要家から回収することが妥当とされております。

他方、こういった形で託送料金の仕組みを利用するということについては、本来的に発電部門の原価として回収されるべきという中で、ここにありますような、そういった額の妥当性を担保する措置を講ずるということ。それから需要家が最終的なみずからの負担を認識できるような

措置を講じるべきということが盛り込まれておりまして、本日ご議論をいただくのは、まさにこういった仕組みの具体化ということになります。

20 ページ目以降は、2つの費用の種類、賠償への備えの不足というところと、廃炉に関する会計制度の分ということで、これは参考として当時の資料をおつけしております。

そういった意味で、新しい仕組みということでお示ししている全体像が 23 ページになります。

下にスキームのイメージ図があります。この費用そのものをまず確認するという意味で、①にあります本来的に発電事業者において発生する費用、その事業の確認というのは、まずもって発電事業者が経済産業大臣の確認を得るという手続が必要になるというふうに考えております。

その上で託送料金に反映するということですので、今後は一般送配電事業者が料金制度のもとで、値上げの場合には認可ですし、値下げの場合には届け出という形で、大臣の料金の改定を行う必要があるということになります。

そうやって決まった託送料金は、送配電事業者に対して小売事業者が支払うこととなりますけれども、それは元はと言えば需要家が小売事業者に払う電気料金、その中から託送料金相当は送配電事業者に渡り、それが矢印の順にありますように最終的に発電事業者に戻ってくると、これが全体的な託送料金の仕組みを利用した回収スキームということになりまして、電力システム改革が進む中で、この発電、送配電、小売というのが分かれてくる場合には、まさにこういったそれぞれに対応した手続が必要になるということでもあります。

そうした中でまず1つ目の論点、24 ページになりますけれども、回収額、それから託送料金への反映の方法の妥当性の確保ということで、費用の額については、これは託送に限らず料金全般について当然のことではあります、その算定のルールというのは詳細に省令などで定められることとなります。その上で、そのルールに従った算定がさなれているのかといったような点をしっかり確認する必要があると思っております、まずもって発電の事業者において大臣の承認を得ることとしてはどうかというのが1つ目、回収の額ということになります。

続きまして、これを今度は送配電事業者、託送料金に反映するに際しては、送配電事業者が今あります料金制度のもとで、託送料金値上げ認可、値下げ届出という中で申請を行うこととなりますけれども、その際に経済産業大臣においては、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聞くこととしてはどうかということになります。

これは今、法令上は値上げの認可のときには当然に行うこととされていますけれども、それ以外の場合も含めて、意見を聞く場面があっているのではないかとということで、こういう形にしております。

こういった形で、額の妥当性をきちっと確保した上でということでもありますけれども、実際

の託送料金を通じた回収がなされる場合に、貫徹小委員会の中間取りまとめにありました需要家への情報提供ということで、最後 25 ページにあります情報を、内訳をある意味明示するための仕組みというのが論点②になります。

この場合、まずもって託送料金に入っている額ということでありまして、送配電事業から小売事業者に対してその情報が伝えられる必要があるというのが1つ目でありまして、続きましてこの小売事業者から消費者、需要家に情報提供がなされる必要があるということでありまして、こういった点を担保するための仕組み、例えばガイドラインなどによって情報提供を行うようにということを決めていってはどうかということがあります。

現状で言いますと、例えば託送料金の相当額については、適正取引のガイドラインでもって、まさにその相当額を消費者に対してきちっと情報提供するというのが定められておりますので、こういった形での情報提供を求めているかどうかというのが2つ目の論点になります。

以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それではご説明のありました事業環境の変化を踏まえた料金改定手続についてですが、これについてご質問、あるいはご意見があれば伺いますが、いかがでございましょう。

大石委員どうぞ。

○大石委員

すみません、まず質問させてください。23 ページのところ、2つのポツの下のところ、「特定の発電所において発電された電気が複数の旧一般電気事業者の管内の需要家に供給されていた場合、その発電所に関連する賠償の備えの不足分や」と書いてあります。これは過去分の話だと思いますが、複数の旧一般電気事業者の管内の需要家に供給されていたという事実があるのでしょうか。では、過去分は複数の一般電気事業者に分けて、それぞれに請求できるということでしょうか。

○小川電力産業・市場室長

ありがとうございます。ここはまさに特定の原子力発電所の電気が、それは北海道であれば北海道、東京であれば東京というだけではなくて、一部ほかの地域に供給されていたこともありますので、そういった場合にはそれぞれの地域でのご負担になるというのが原則かなということで、こういうふうな記載としています。

ここで今、発電と送配電、大体地域が一致するので、基本はそこは一致ですけれども、場合によっては、少しではありますけれどもずれることもあると。そういう場合には、まさにここで

言いますと、大臣のところでの調整といいたいまいしょうか、というのが出てくるということに注意書きで記しております。

○山内委員長

よろしいですか。

ほかに。どうぞ、武田オブザーバー。

○武田オブザーバー

資料の一番最後のページになりますが、論点②で、回収額の透明性の確保ということに関して発言させていただきたいと思います。

関連の法律に、原子力損害賠償廃炉等支援機構法の一部を改正する法律があり、この法律に対する衆議院の附帯決議の中で、関連の記載がありますので、それを少し長くなりますけど、紹介させていただきます。

一般負担金に係る過去分の回収に当たっては、その事実を需要家に確実に伝えるための措置を講ずるとともに、過去分回収に係る考え方や、回収額等について需要家がより具体的な情報が得られるよう、政府及び送配電事業者等により提供されるよう措置をすること。

さらに新電力に関しての記述が続いていまして、新電力からの回収については、本来事故とは関係のない第三者に対しての政策実現にかかわる義務等を負わせることになるため、政府において新電力に対して十分説明を行うとともに、所要の支援措置等を講ずることというふうに附帯決議では書かれています。

今回の資料を見ると、政府の役割というのが余り記載されていないんじゃないかと思えます。託送料金の仕組みであるとか、今回、回収する費用の内容とか水準、これらについては消費者の理解を得られるよう、まず政府が丁寧に説明していただくということが重要かと思われま。

その上でそこに書かれているように、今後、小売電気事業者が一般送配電事業者からの情報提供に基づいて、需要家へ情報提供を行うこととなりますけれども、本紙に記載されているような周知に関する指針の整理というのをぜひお願いしたいのに加えて、附帯決議に書かれていますように、新電力に対する所要の支援措置の具体化の検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

特に何か、はい。

○小川電力産業・市場室長

ありがとうございます。そういう意味では、ご指摘ありましたような付帯決議にあるような、

政府の役割というのは、ここに今書いていないというのはご指摘のとおりでありまして、もともと想定しておりましたのは、今でも例えば託送料金にしてもそうですけれども、指針に記載するとともに、そういった仕組み全般については、政府は政府で、ホームページなどでわかりやすく情報提供するというので、今もこの自由化にあわせて、その情報提供の仕組みなどを見直して、わかりやすい形でということをやってきておりますので、そういった内容を充実させていくというのが、まず1つあると思っております。

その上で、新電力に対してということと言いますと、一番のご懸念、まさに託送料金にそういう費用が入っている、顧客、小売電気事業者との需要家との関係で、その説明責任を負わされては困るというようなお話は昨年来の議論でもありましたので、まずもって新電力の方々に対するご説明と、その上での今度は需要家への情報提供、説明といったところ、それが単にホームページに掲載してありますではなくて、どういうことができるかというのは、これからしっかり考えていきたいというふうに思っております。

○山内委員長

そのほかにご発言ございますか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、本筋と関係ないことで申しわけないのですが、スライドの5ページです。東京電力に限らず、他社の値上げでも2段階、3段階の値上げの幅を大きくしたのは事実です。

しかしこの資料を見ると、もともとの導入時には省エネのことを考えていて、震災後はナショナルミニマムを考慮したと書いてあるように見える。これには異論がある。これを支持する人はいるから、この整理が間違っているとは言わないのですが、この査定時にもやはり省エネというか、省電力という視点も相当強くあった。

特に震災で発電能力が大幅に失われて、節電の必要性がすごく高かったということは、オイルショック当時と比べても、少なくとも同じぐらいあったのではないかということは配慮されてこう査定されたと理解しています。

何でこんなことにこだわるのかというと、第1段階料金を低くしているのは、ある種の所得分配上の配慮もあるのはわかるのですが、それは本当に正しいのかということ自体が相当議論されていて、この見方に関しては有力な異論もある。何かこの資料で、有力な異論があるのにもかかわらず、その議論がこの値上げのときに正当化されたととられるのは遺憾。これはもちろん省エネというようなこともあって、こうしたということを、一言、言わせていただきました。

それから次に、今問題になっていた最後のところの論点、需要想定だとかを特定の問題と切

り離してというのは、合理的な提案だと思います。

それで、ここに書いてあるとおりに行ってほしい。今後むやみに拡大しないでほしい。今回の場合には、分子がある意味で決まっていて、それで分母の想定需要のところでは割ると単価が決まるというようなケースは問題ない。こういうときに、まさにこの需要のところだけで増減するというものについてはとてもわかりやす。しかも今回のやり方だと、ある意味で別建てで管理できるという点ですが、過回収になっていないかどうかというのを、ほかのところとごちゃごちゃにならないで、ここだけ見て、事後的にも正確に見られるという点でも、優れた提案。透明性を高めるという点でも優れた提案だと思います。しかし想定需要を変えると分子も変わるような類いのものについては、今後同種の措置を簡単に認めないようにしていただきたい。

例えば調整力みたいなものは、いろんな制度改革だとか、再エネがふえるとかにも依存して量は変わるけれども、当然、需要によっても変わる。そういうようなものに関しても、安直に固定費を一定にして想定需要を、そこだけ切り出して変分改定するとかということをやると、とても危険。今回はこの制度は合理的だと実際に公開の場でも出されて議論したから問題ないと思うのですが、別のものを同様のやり方でやる時には、本当にこれにぴたっと当てはまっているかどうかということを一回一回、公開の席できちんと確認した上で、こういう特別な措置を入れてほしい。しつこいようですが、むやみに拡大しないように、今回のものを安易に前例として拡大適用すべきでない。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。ご意見ということでよろしいですね。

ほかに。武田オブザーバーはよろしいですか、ご発言。

そのほかに。

特によろしゅうございますかね。ありがとうございます。

それでは、特にご意見ないということで、議論はこの辺にしたいというふうに思います。本日はいろいろな意見を委員の方からいただきましたけれども、今の制度設計の基本的な方向性については、おおむねご了承いただいたというふうに思っております。

事務局におかれましては、今、まさに松村委員、武田オブザーバーにいただいた意見等を踏まえつつ、さらなる詳細な制度設計を進めていただければというふうに思います。

本日の議題については何かありますか。ほかに何かご発言ございますか。

よろしければ、全て終了ということになりましたので、これをもちまして第4回電力・ガス基本政策小委員会を閉会といたします。

長時間にわたりご活発にご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

午後3時56分 閉会